

生命保険料払込証明書について

千葉県美容業生活衛生同業組合

総合福祉共済制度の運営についてご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、今年も年末調整の時期を迎えますが、本共済に加入者負担で加入をされている方は、生命保険料控除の対象になります。該当の方には払込証明書を発行しますので、下記様式にてご請求下さい。

1. 掛金を事業主が負担したとき（証明書の発行はされません）

法人が役員従業員の掛金を負担したときは、全額損金に、事業主が従業員の掛金を負担したときは、全額必要経費として算入できます。

2. 掛金を加入者が負担したとき

申告に際して証明書が必要です。下記様式にご記入の上、FAXでお送り下さい。

（年間掛金が9,000円以下でも証明書が必要となります。）

他の生命保険料等で、年間払込保険料が80,001円以上お支払の方は、一律40,000円が所得から控除できます。（40,000円が限度です）他の生命保険等で、40,000円を控除された場合には、全美連「総合福祉共済制度」の申告は必要ありません。（証明書の発行手続きの必要もありません。）

また適用制度は、「**新生命保険料控除制度**」となります。

※同じ店舗で複数数人加入の場合は加入者を並記して下さい。

※下欄に必要事項をご記入の上、切り取らずにそのまま送信して下さい。
～総合福祉共済制度生命保険料払込証明書申込書～

支部名 _____ 支部 _____

〒□□□□—□□□□

美容室住所 _____

美容室名 _____ 電話番号 _____ () _____

ふりがな ふりがな

加入者名 1 _____ 2 _____

ふりがな ふりがな

3 _____ 4 _____

千葉県美容業生活衛生同業組合 FAX 043(275)8664